

昭和三十三年運輸省令第八号

船員労働統計調査規則

統計法第三条第二項の規定に基き、この省令を制定する。

(通則)

第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する基幹統計である船員労働統計を作成するための調査(以下「調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

第二条 調査は、船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにすることを目的とする。

第三条 調査は、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員であつて、次の各号に掲げる者について行う。

- 一 漁船及び特殊船(引船、はしけ及び官公署船をいう。以下同じ。)以外の国土交通大臣が指定する船舶に乗り組む者
二 漁船に乗り組む者
三 特殊船に乗り組む者

第四条 調査は、次に掲げる事項について行う。

- 一 報酬
二 労働時間、休日及び有給休暇
三 船員の数
四 船員の年令、経験年数及び職種
五 その他前各号に関連する事項

Table with 2 columns: 調査の対象 (調査第一号に掲げる者, 調査第二号に掲げる者, 調査第三号に掲げる者) and 調査の区分 (第一号調査, 第二号調査, 第三号調査)

(調査期間)

第六条 第一号調査は、毎年六月分につき行う。第二号調査は、毎年一年分(一月から十二月までの分)につき行う。

第七号調査は、毎年六月分につき行う。

第七條 調査は、第三条に規定する船舶の所有者(船舶共有の場合は船舶管理人、船舶賃借の場合は船舶借入人。以下「報告義務者」という。)に対して行う。

(調査の方法)

第八条 地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長又は海事事務所長(以下「地方運輸局長等」という。)は、その管轄区域に主たる事業所を置く報告義務者に対し、第六条の調査期間の前日までに国土交通大臣が告示で定める様式による調査票を配布しなければならない。

第九條 前条の調査票の配布を受けた者は、調査票に所定の事項を記入し、調査期間経過後二月以内に当該調査票の配布を行った地方運輸局長等に提出しなければならない。

第十條 運輸支局長又は海事事務所長は、受理した調査票を審査整理し、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に送付しなければならない。ただし、前条の規定による報告が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。次条第一項において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた場合にあつては、運輸支局長又は海事事務所長が審査整理を終了したとき調査票が地方運輸局長に送付されたものとみなす。

第十一條 地方運輸局長は、受理した調査票及び運輸支局長又は海事事務所長から送付を受けた調査票を審査整理し、国土交通大臣に送付しなければならない。ただし、第九条の規定による報告が情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた場合にあつては、地方運輸局長が審査整理を終了したとき調査票が国土交通大臣に送付されたものとみなす。

第十二條 国土交通大臣は、調査期間経過後六月以内に集計の結果を公表する。

第十三條 国土交通大臣の保存する調査票の保存期間は、二年とする。

第十四條 国土交通大臣の作成した集計表の保存期間は、二年とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。附則(昭和三十二年八月三十一日運輸省令第三号)は、昭和三十三年九月一日から施行する。

附則(昭和三十七年九月二八日運輸省令第五号) この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則(昭和三十八年七月四日運輸省令第三号) この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四〇年一〇月二九日運輸省令第六号) この省令は、公布の日から施行し、昭和四十年九月分の船員労働統計調査から適用する。

附則(昭和五一年三月一日運輸省令第五号) この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五十六年三月三〇日運輸省令第一号) この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十六年四月一日)から施行する。

附則(昭和五十八年四月九日運輸省令第二〇号) 抄

附則(昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号) 抄

附則(昭和五十九年七月二〇日運輸省令第二四号) 抄

附則(平成二年九月二五日運輸省令第二八号) 抄

附則(平成七年五月三一日運輸省令第三三三号) 抄

附則(平成七年五月三一日運輸省令第三三三号) 抄

に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

Table with 2 columns: 地方運輸局長等 (北海道運輸局長, 東北運輸局長, 関東運輸局長, etc.) and 国土交通大臣 (北海道運輸局長, 東北運輸局長, 関東運輸局長, etc.)

第一条 この省令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成元年四月一日)から施行する。

附則(平成元年七月二〇日運輸省令第二四号) 抄

附則(平成二年九月二五日運輸省令第二八号) 抄

附則(平成七年五月三一日運輸省令第三三三号) 抄

附則(平成七年五月三一日運輸省令第三三三号) 抄

附 則（平成二十二年一月二十九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二十八日国土交通省令第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年四月一六日国土交通省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月三〇日国土交通省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（船員労働統計調査規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この省令の施行の際現に第六条の規定による改正前の船員労働統計調査規則第九条の規定により船員労働統計調査の申告を求められている者は、第六条の規定による改正後の船員労働統計調査規則第九条の規定により船員労働統計調査の報告を求められた者とみなす。

附 則（令和元年二月一六日国土交通省令第四五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中港湾調査規則別表の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

附 則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。